

件名

株式会社商工組合中央金庫法第二十三条第一項の規定に基づき、株式会社商工組合中央金庫がその経営の健全性を判断するための基準の一部を改正する件の一部を改正する件

○ 金 融 庁
〇 財 務 省 告 示 第 号
経 濟 産 業 省

株式会社商工組合中央金庫法（平成十九年法律第七十四号）第二十三条第一項の規定に基づき、株式会社商工組合中央金庫がその経営の健全性を判断するための基準の一部を改正する件（令和五年財務省告示第一号）の一部を次のように改正し、令和七年三月三十一日から適用する。

令和七年 月 日

金 融 庁
経 濟 産 業 省

金融庁長官 井藤 英樹

財務大臣 加藤 勝信

経済産業大臣 武藤 容治

次の表により、改正前欄に掲げる規定の傍線を付した部分をこれに対応する改正後欄に掲げる規定の傍線を付した部分のように改める。

附 則	改 正 後
<p>(損益要因分析テストに基づくマーケット・リスク相当額の算出に関する経過措置)</p> <p>第十七条 内部モデル方式採用金庫（新告示第一条第十号の三に規定する内部モデル方式採用金庫をいう。）は、新告示第二百五十八条の八第三項から第六項までの規定にかかわらず、当分の間、損益要因分析テスト（新告示第一条第八十五号に規定する損益要因分析テストをいう。）において、レッドゾーン又はアンバー・ゾーンに分類した場合には、当該分類をグリーン・ゾーンに分類したものとみなして、マーケット・リスク相当額を算出するものとする。</p>	<p>(損益要因分析テストに基づくマーケット・リスク相当額の算出に関する経過措置)</p> <p>第十七条 内部モデル方式採用金庫（新告示第一条第十号の三に規定する内部モデル方式採用金庫をいう。）は、新告示第二百五十八条の八第三項から第六項までの規定にかかわらず、基準日から起算して一年を経過する日までの間は、損益要因分析テスト（新告示第一条第八十五号に規定する損益要因分析テストをいう。）において、レッド・ゾーン又はアンバード・ゾーンに分類した場合には、当該分類をグリーン・ゾーンに分類したものとみなして、マーケット・リスク相当額を算出するものとする。</p>